

質疑・回答

Q1.配置予定技術者の資格の記載が見当たりません。

A1.仮設校舎の建設や解体の際には、建設業法等の関連法令を遵守し、事業者において監理技術者又は主任技術者を選任し配置してください。

Q2.入札参加申請の提出書類の⑤実績調書（任意様式）とは、何の実績でしょうか？

A2.実績としては、同規模以上の仮設建築物賃貸借又は公共施設の建設が実績となります。過去2年間において、仮設建築物の賃貸借契約又は公共施設の建設に関する契約書が証明となると想定しております。

Q3.履行期間令和9年3月31日まで、配置予定技術者を置かないといけないのか？

A3.賃貸借期間など現場作業を要しない場合においては、配置不要となります。